

「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進事業」協力団体募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島・地域から「体験の風をおこそう」運動推進事業における協力団体支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、「広島・地域から『体験の風をおこそう』運動推進実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が推進事業の一環として、運動の趣旨に賛同する団体（以下「事業実施団体」という。）等に、事業を共催することにより必要な人材・物品・資金等を相互に支援することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、実行委員会は、事業実施団体が計画した体験活動事業（以下「支援事業」という。）に対して実行委員会への申請をもとに、必要な支援に努めるものとする。

(支援対象団体)

第3条 この要領により、支援金の支援を受けることができる団体は、未就学児及び小学生、中学生を対象とした体験活動事業を実施する次の各号の団体とする。

- (1) 地方公共団体及び教育委員会
- (2) 社会教育施設（図書館、公民館、美術館、博物館等）
- (3) NPO法人
- (4) 団体及びサークル（読み聞かせサークル、子ども会、PTA等）
- (5) 企業（フリーマガジン発行社、新聞社、関連企業等）
- (6) その他本事業に賛同する団体

(支援対象事業分野)

第4条 支援対象事業は、次の号に該当する分野とする。

- (1) 自然体験活動（自然観察、科学実験、農林漁業体験など）
- (2) 野外体験活動（キャンプ、ものづくり活動など）
- (3) 交流活動（異年齢・異世代交流、通学合宿など）
- (4) 社会奉仕体験活動（地域の清掃活動、環境美化活動など）
- (5) 読書活動（読み聞かせ、読書ボランティア研修会など）
- (6) その他（(1)～(5)の複数に関連する事業、または、実行委員会が認めた活動）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する事業は、支援の対象としない。

- (1) 団体等の利益を目的とする事業
- (2) 実行委員会からの単なる補助事業とみなされる事業
- (3) 実行委員会との共催関係が認められない事業
- (4) 政治、宗教を目的とする事業
- (5) その他公序良俗に反するなど適当でないと実行委員長が認めた事業

(支援対象経費)

第5条 支援対象経費は、別表に掲げるものとする。

(支援金の額)

第6条 支援事業に対する支援金の額は、1事業20万円未満（消費税を含む）とする。
（予算の範囲内で、8事業程度）

(申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする団体は、支援金申請書に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支計画表（別記様式第2号）

- (3) 事業実施団体の会則及び構成員一覧表（ただし、会則を持たない場合はこの限りではない）
 - (4) その他事業に関する開催要項、募集チラシ等参考となる書類（作成されている場合）
- 2 前号第1号の支援事業に係る事業計画書においては、本実行委員会と共催することを前提に、実行委員会の参画又は協働の方法を盛り込むものとする。
 - 3 1団体への支援は、1事業とし（第2次募集があった場合を除く。）、支援期間は、交付決定日から該当年度の2月末までとする。

（審査等）

- 第8条 支援金の交付の対象となる事業に係る審査は、「広島・地域から「体験の風をおこそう」運動推進事業協力団体審査基準に基づき、実行委員会で決定する。
- 2 実行委員長は、前項の審査に基づき決定した結果を速やかに事業実施団体に文書で通知するものとする。

（支援金の支払い）

- 第9条 支援金の交付が決定した事業実施団体の支援事業に係る支払業務は、事業計画書及び収支計画表に基づき、実行委員会事務局が取り扱う。
- 2 事業実施団体が実施する支援事業に係る支払先からの支援金の請求書及び領収証送付先は、実行委員会宛てとする。

（事業実施団体の広報活動）

- 第10条 事業実施団体は、次の号に該当する広報活動に努める。
- (1) 事業実施団体は、本推進事業の推進に努めるとともに、開催要項やチラシ等によって「体験の風をおこそう」運動の周知に努める。
 - (2) 「体験の風をおこそう」運動のロゴの使用について、事業実施団体が実施する体験活動事業において、開催要項やチラシ、ポスター等に「体験の風をおこそう」運動と明記することとし、また、事業開催時には、同運動の幟旗を設置することとする。
 - (3) 事業実施団体は、国立青少年教育振興機構が「体験の風をおこそう」運動に使用しているロゴを無償で使用でき、積極的に活用することとする。
 - (4) 事業実施団体が実施する支援事業において、「ガチャピンとムック」（フジテレビキャラクター）の画像を無償で使用することができ、使用の際には、画像使用マニュアル（機構のウェブサイト「体験の風をおこそう」に掲載）を順守し、事前に申請を行うこととする。

附 則

この要領は、平成28年5月 日から施行する。

(別表) 経費項目の取扱について

経費区分	対象とする経費	対象外経費例	備考
① 諸謝金	○講師，指導者への謝礼 【例】 ・講義・実技指導者への謝金 ・ボランティアへの謝金 ・スタッフが講師となる場合の謝金	・事業参加者への参加賞や景品	・領収証には支払い対象者の所属，氏名，支払い対象となる指導日等を明記する。 ・個人への支払いが確認できない場合は，「雑役務費」とする。
② 旅費	○スタッフ，講師，指導者等が活動場所または会議場所までの移動に要する経費及び宿泊費 【例】 ・自動車使用の際の有料道路通行料，駐車料，燃料費 ・実地踏査の交通費	・事業参加者の交通費及び宿泊費	・交通費は，交通機関の利用に要する最も合理的，効率的な区間・経路の実費経費とする。
③ 会議費	○体験活動事業に関する会議に供するお茶代 【例】 ・会議や委員会等のお茶代	・酒代等宴会の類とみなされるもの	・日時，出席者，会議概要がわかる会議の議事録を提出する。
④ 通信運搬費	○体験活動事業に要する発送，宅配代 【例】 ・参加者募集チラシの郵送代	・当該事業に使用した経費であることを証明することができない経費	・切手等を購入する場合，必要最小限の枚数とし，受払簿等で適切に管理し事業終了後に提出する。
⑤ 印刷製本費	○体験活動事業の広報や成果の普及等に係る印刷経費 【例】 ・参加者募集チラシや活動資料の作成に係る印刷製本費	・実施団体のコピー機を使った際のコピー代 (一般管理費に含む)	・本推進事業に係る印刷物に限定する。
⑥ 借料・損料	○体験活動事業で使用する施設や物品の借料 【例】 ・会場使用料 ・移動時に必要なバス借料	・物品損傷等に伴う賠償金	・バス借料は，プログラムを円滑に実施するために必要な場合。
⑦ 保険料	○体験活動事業実施期間中に係る保険料 【例】 ・傷害保険，スポーツ安全保険等 ・指導者の賠償責任保険	・事業実施期間以外も対象となっている保険	
⑧ 消耗品費	○体験活動事業に要する物品の購入費(取得価格(税込)5万円未満) 【例】 ・コピー用紙，事務用品，教材費，絵本等の図書類	・参加者個人が持ち帰るお土産 ・事業で実施する野外炊事等の食材費	
⑨ 雑役務費	○上記以外の経費の内，体験活動事業に要する経費 【例】 ・銀行振込手数料 ・軽微な請負業務(会場設営等)		

※ 1 団体が複数の事業を申請する場合は，事業ごとに申請を行う。

※ 経費の支出は，実行委員会が直接購入，支出するものであり，団体等に直接配分しない。

※ 実行委員会が直接支出できない支払方法の場合，上記対象経費であっても配分できない。